

町民がフューチャー・デザインで描いた将来像を基本としたスーパーシティ構想

R3.5.14 地方公共団体のスーパーシティ提案についての国家戦略特区WG委員等によるヒアリング 矢巾町提出資料

フューチャー・デザインとは

将来世代を代弁し意思決定に臨む役割を担う「仮想将来世代」を創出し、仮想将来世代と現世代との間の討議・交渉を通じたビジョン設計や意思決定を行うための方法論・実践



過去
世代



現代
世代



仮想
将来
世代

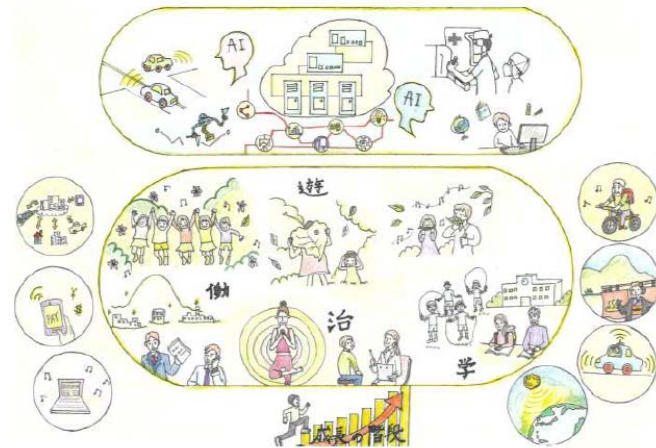
共創・交渉・合意形成



3班：人間らしさを追求できる最先端の町・矢巾

4班：3地域が手をつないで1つの魅力を作る町

将来世代に資する政策立案・社会づくり



AIや情報技術の進展により、他人と直接顔を合わせずに生活したり教育を受けたりできる便利な世の中になっている。だからこそ、自然の中に身をいたり、音楽・芸術・スポーツをして自己の成長を実感するなど、人間本来の欲求を満たすことのできる矢巾町になっている。

具体的には、南昌山の自然の中に企業が立地する／学校が人と人との接点を持つための生涯学習の場になっている／医大が精神的健康のためのプログラムを行っているなど、様々な先進的取り組みがなされ、都市一極集中の価値観が見直される社会全体の最先端自治体となっている。



町の中央部にビルが建て並ぶコンパクトな都市ができている。それは、若者から高齢者までが徒歩圏内で便利に暮らす、自動車の無い環境配慮型の近代的都市である。だからこそ、自然に触れたり体を動かすことが大事になる。そこで、町の東部と西部にそれぞれ、自然に触れ合うことのできる周遊・サイクリングコースや、スポーツ施設が整備される。それらを結ぶ周遊バスに乗って、町民はスポーツイベントをはじめとする機会に3地域間(注1)を行き来する。イベントには町外の若者も来て、若者の移住と人口維持に寄与する。

このように、町の3地域がそれぞれ明確な役割をもち、町民がそんな3地域を行き交うことで、3地域それぞれの魅力を町民全体が分かち合う、一体的な町になっている。



提案書P79～82関連

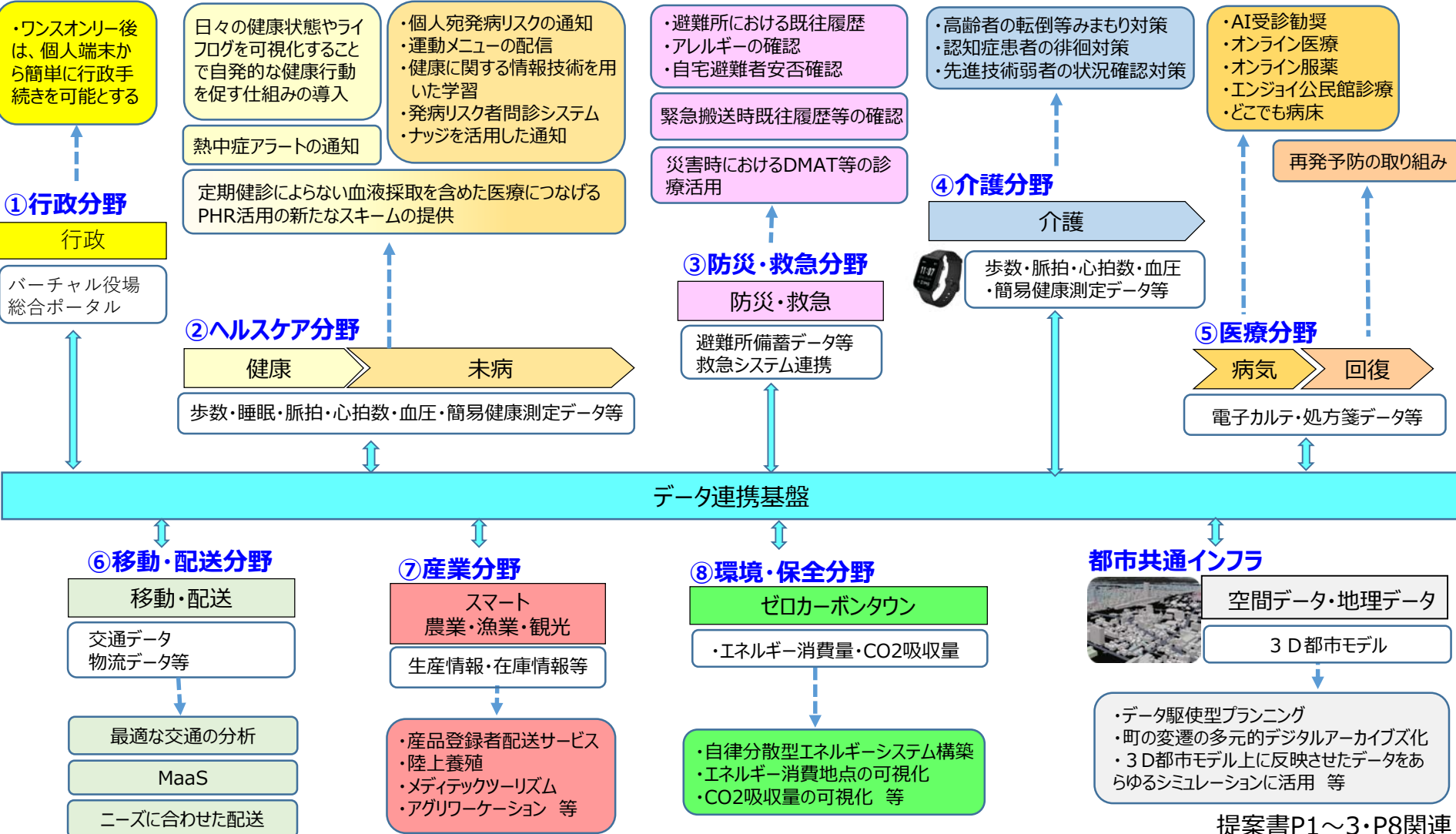
「人生100年時代を健幸に暮らすフューチャー・デザインタウン」の概要

本町のスーパーシティ構想は「人生100年時代を健幸に暮らすフューチャー・デザインタウン」である。この構想の推進によって、将来にわたる町のサステナビリティを確保しつつ、町民個人レベルでフィジカル、メンタル、ソーシャルの三側面からウェルビーイングの実現を図り、最終的なアウトカムとして、町民が人生100年時代を肉体的、精神的、社会的に満たされた状態で日々の生活を営むことができる持続可能な社会の構築を目指すものである。

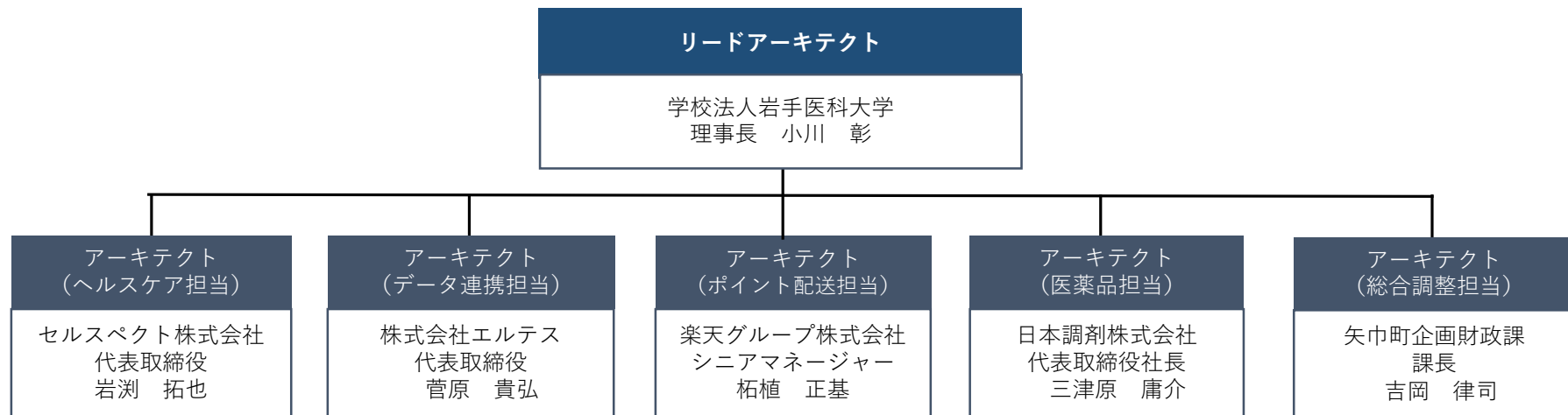
課題1 「健康（幸）寿命の延伸と医療扶助費の抑制」

課題2 「ダイバーシティに対応した多層型コミュニティとセーフティネットの再構築」

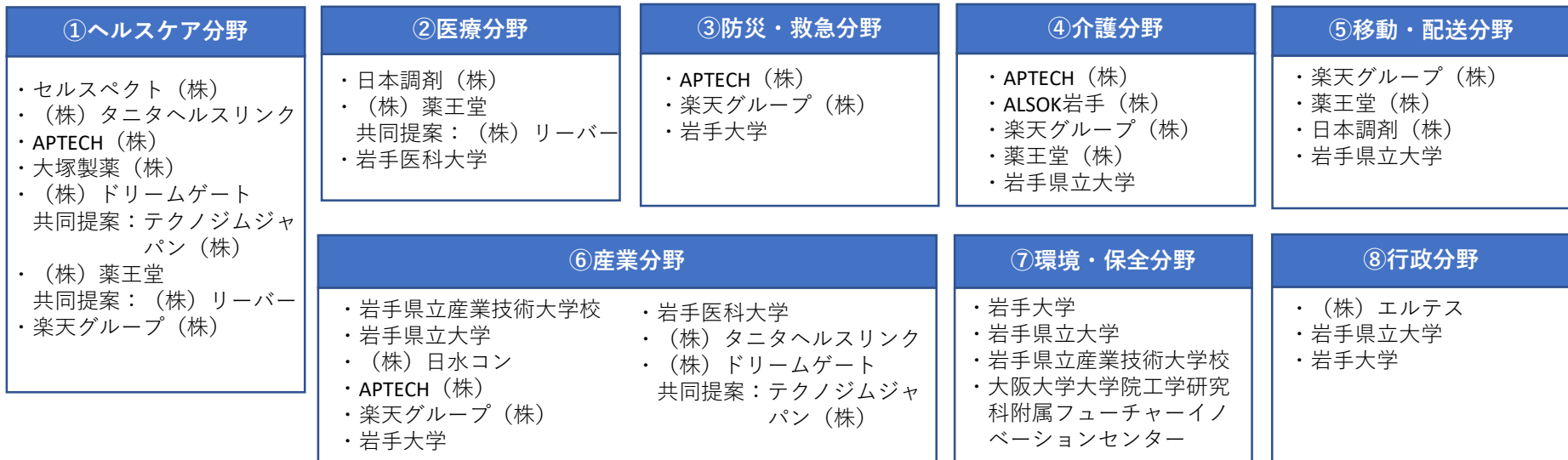
課題3 「中心市街地と周辺農村部の格差解消」



「人生100年時代を健幸に暮らすフューチャー・デザインタウン」の推進体制



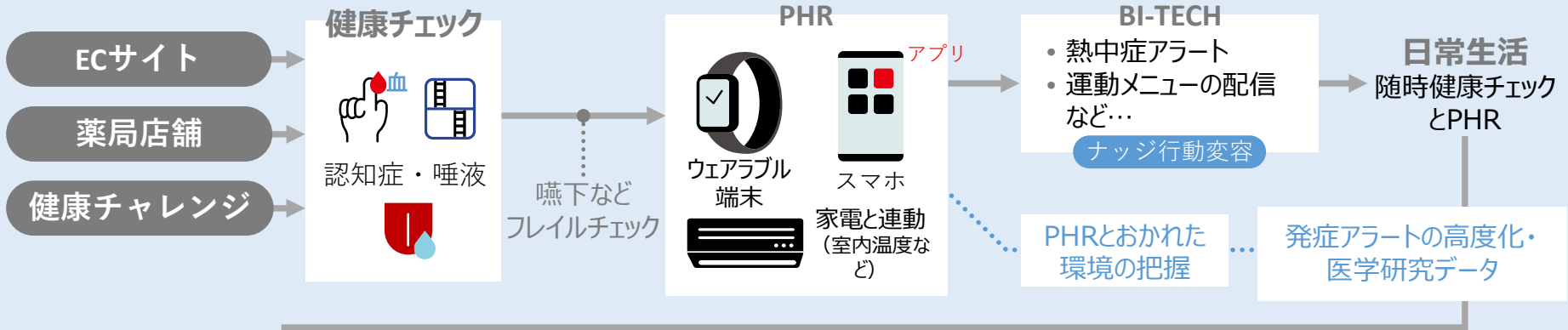
先端的サービス取り組み分野



Society5.0のヘルスケア版をシームレスにつなぐ矢巾モデルを実現



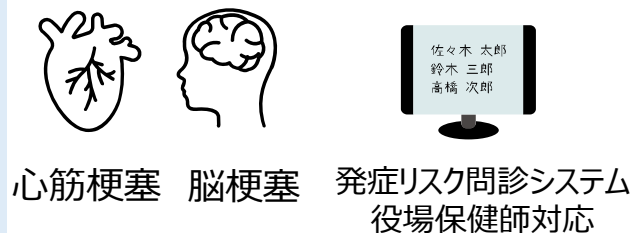
先端的サービス「ヘルスケア分野」



発症アラート発信

トリアージ 受診適正化

先端的サービス「医療分野」



岩手医大など
基礎・臨床・技術開発の
面からサポート

受診



救急搬送



急性期

PHR・既往歴
の確認

回復期



オンライン診療
オンライン服薬指導

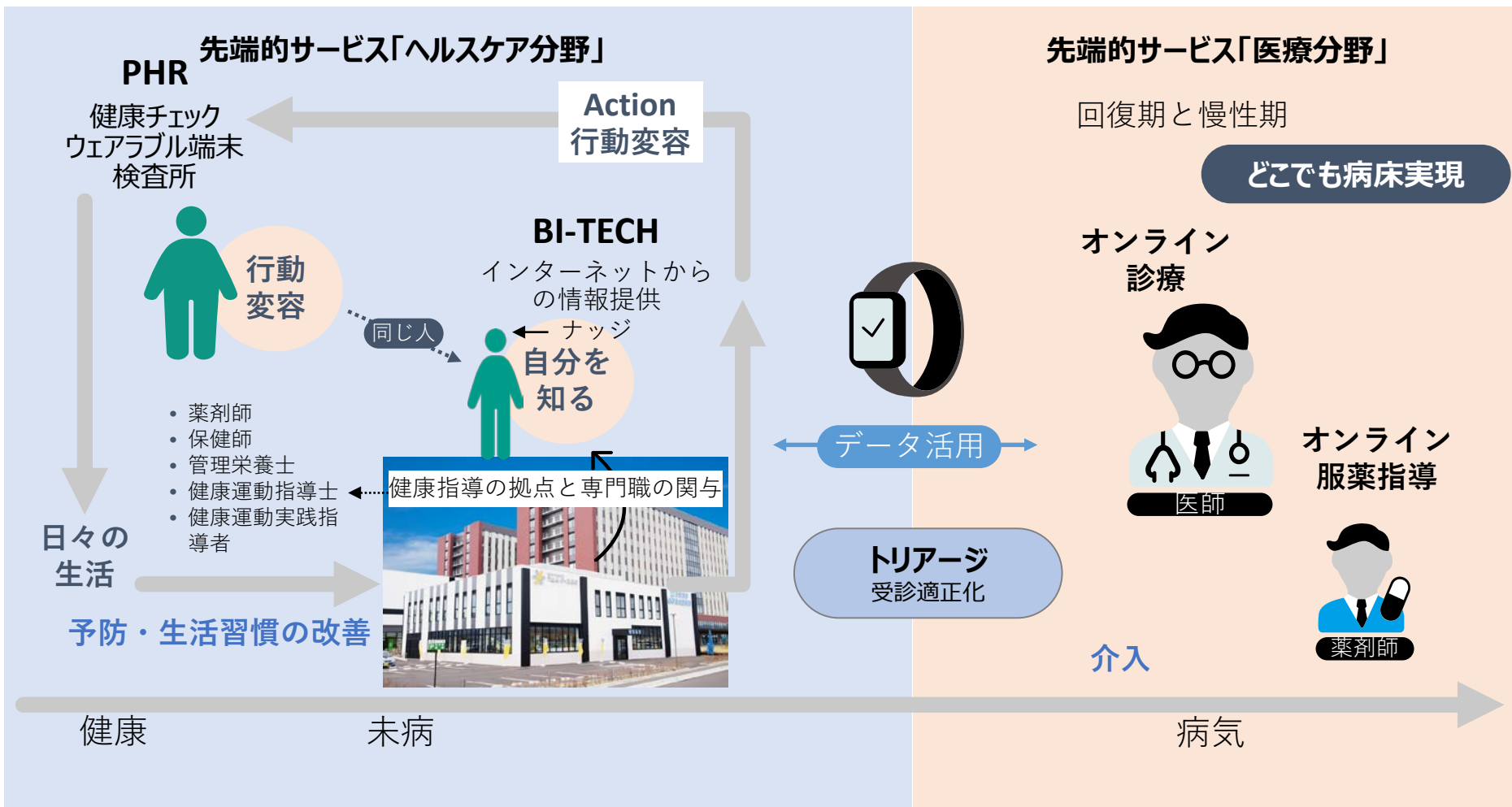
どこでも病床実現

BI-Tech (Behavioral Insights×Technology：成長戦略、統合イノベーション戦略、AI戦略等の政府方針に位置付けられ取り組みを推進することとなっている。)

規制改革の提案「OTC検査薬のドラッグストア等での販売」

穿刺血（低侵襲性の自己採血）を使用するOTC検査薬をドラッグストアや薬局等で販売する。中性脂肪やコレステロールなど、住民が日常的に自身の健康状態を知る機会を増やすことで、生活習慣の改善や健康診断受診率の向上、かかりつけ医への接触頻度の増加など、住民一人ひとりに健康増進に資する行動変容を促すことで、本町における健康寿命の延伸に寄与する。

Society5.0のヘルスケア版をシームレスにつなぐ矢巾モデルを実現



規制改革の提案 「保険薬局における調剤報酬を楽天ポイント等で支払いを可能とする提案」

保険薬局における調剤報酬を楽天ポイント等で支払いを可能とする事業を提案する。消費者にとってポイントは一般的なものとなっており、貨幣と同様の使い方がなされている。こうした状況から保険薬局における調剤報酬を楽天ポイント等で支払うことを可能とすることで金銭的負担の軽減を図る。ナッジを活用したBI-Techにより、町民が行動変容を促すアプローチを行う際のインセンティブとなることも期待される。

町民目線のオンライン診療・オンライン服薬指導を支える情報・物流システムの構築



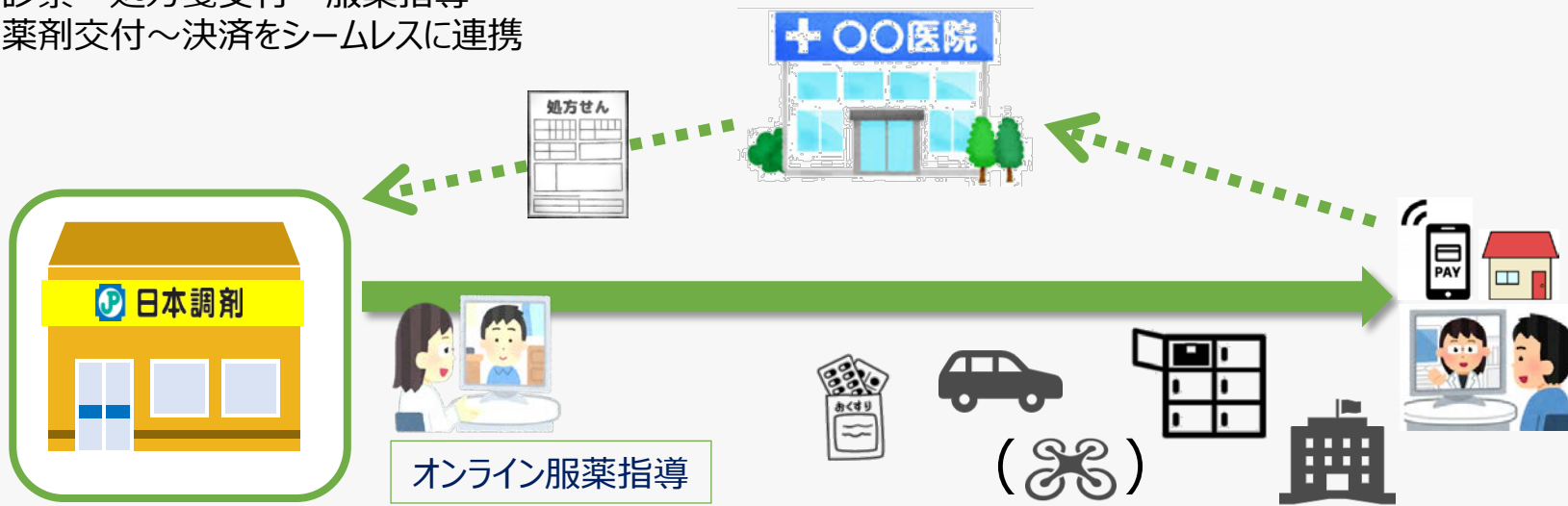
オンライン服薬指導と非対面薬剤交付

(自宅完結型の診療～服薬指導および、
IT連携品質管理とID本人確認実現による薬の非対面交付)

＜関連法規＞

改正薬機法第9条の3第1項 及び
改正薬機則第15条の13

診察～処方箋受付～服薬指導～
薬剤交付～決済をシームレスに連携



予約確認画面からワンクリックでビデオ通話開始

患者さま・薬局薬剤師間で画像情報を共有してオンライン服薬指導を実施します。



＜患者さま画面＞希望の日程・薬剤師を選択し予約することができます



＜薬局画面＞患者さまから予約があると対象の薬局へ通知が届きます



＜患者さま画面＞ビデオ通話の様子



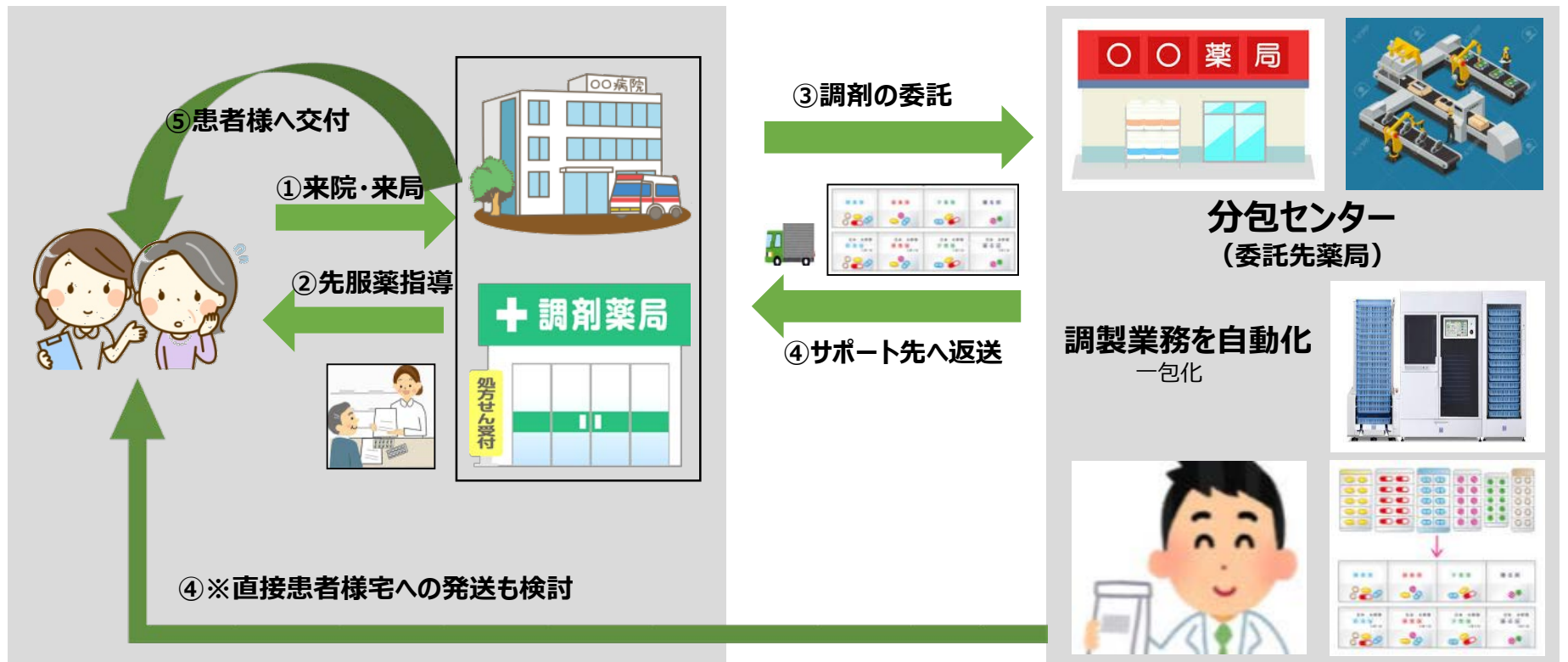
＜薬局画面＞ビデオ通話の様子

オンライン診療・オンライン服薬指導におけるPHRの活用

薬剤の業務をモノからヒトヘシフトするための業務支援 (非効率調剤の委託)

- ① 病院・診療所へ来院 / 外来処方箋を持参して来局
- ② 指示せんや処方せんに基づき先服薬指導
- ③ 分包センター(委託先薬局)へ一包化調剤を依頼
- ④ 分包センターで一包化調剤を行い完成品を返送 ※直接患者様宅への発送も検討
- ⑤ 依頼元の病院・診療所または薬局より、完成した一包化薬を患者様宅へ発送または対面交付

非効率調剤のサポート連携



規制改革の提案「薬剤師の業務をモノからヒトへシフトするための業務支援」

① 薬機法施行規則第十一条の十一

「薬局開設者は、調剤の求めがあつた場合には、その薬局で調剤に従事する薬剤師にその薬局で調剤させなければならない。ただし、正当な理由がある場合には、この限りでない。」

上記条文の「正当な理由」として、調剤業務（特に一包化調剤業務）を他の薬局に委託可能とする旨の条文を追加する。ただし、委託可能とする条件として、委託を受ける側の保険薬局における調剤は品質担保（トレーサビリティの担保と依頼元薬局への品質エビデンスの情報提供）を条件とする。

② 薬剤師法第23条及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第八条

「薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せん（原本）によらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。」（薬剤師法第23条）

「保険医等の交付した処方せん（原本）に基づき調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。」（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第八条）

上記条文に、業務の一部委託による調剤は電子媒体等による処方箋の副本を参照することにて調剤可能とする旨の規定を追加する。

規制改革の提案「薬剤師の業務をモノからヒトへシフトするための業務支援」

① 医療法第十八条

病院又は診療所にあつては、その開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県(診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区)の条例の定めるところにより、**専属の薬剤師を置かなければならない**。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

② 医療法第二十一条

病院は、厚生労働省令(第一号に掲げる従業者(医師及び歯科医師を除く。)及び第十二号に掲げる施設にあつては、都道府県の条例)の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。)

一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師及び歯科医師のほか、都道府県の条例で定める員数の看護師その他の従業者
(略)

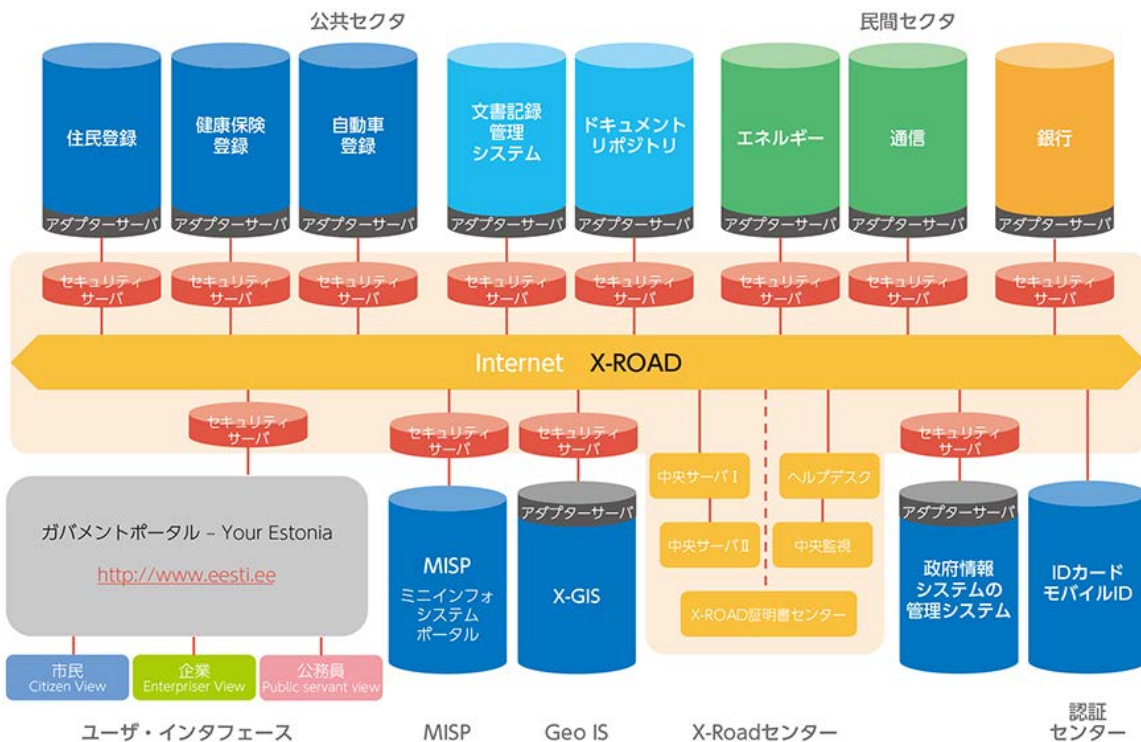
七 **調剤所**
(略)

法定従事者数の充足義務があることから、当該従事者に対する管理権限の及ばない委託形態は充足義務に反するものとして認められていないため、規制改革が必要。

町民総合ポータル技術基盤（データ連携基盤（都市OS））



- ▶ 町民総合ポータル Web + アプリの技術基盤はエストニアの技術を利用します。
- ▶ データ連携基盤（都市OS）の技術であるサイバネティカ社のUXPを用いて町民総合ポータル Web + アプリを構築します。
- ▶ UXPはエストニアの電子政府の基盤の技術になるため、町民総合ポータル Web + アプリにはバーチャル役場の機能も実装します。



2007年には、携帯端末を利用したモバイルIDが導入され、国民の利便性がより一層向上しました。2014年12月には、外国人向けのID制度も開始され、エストニア国民に発行していた電子IDカードを、居住権を持たない非在留外国人にも発行できるようになり、エストニア国外に居住する外国人がエストニアで会社の登記を行うこと等が可能になりました。これは、エストニアでの外国人による起業の促進などを目的としたもので、開始から5か月で、73か国から1,500人以上がIDを取得しています。

（出典）エストニア国家情報システム庁ホームページより総務省が作成（平成27年情報通信白書）

データ連携基盤のシステム構成図 複数分散システム間での情報共有



- ▶ UXPはセキュリティサーバー（Security Server）を経由することで利用者同意のもと、分散管理したデータから必要なデータの取得・活用を行う仕組みです。

